

2/23 未来投資会議構造改革徹底推進会合

「ローカルアベノミクスの深化」会合（農業）（第6回）

（開催要領）

1. 開催日時：2017年2月23日（木） 9:00～11:00
2. 場所：合同庁舎第4号館12階1208特別会議室
3. 出席者：
越智 隆雄 内閣府副大臣
武村 展英 内閣府政務官

三村 明夫 日本商工会議所会頭
金丸 恭文 フューチャー株式会社代表取締役会長兼社長グループCEO
碓井 照子 奈良大学名誉教授

福永 庸明 イオンアグリ創造株式会社代表取締役社長
若林 毅 富士通株式会社シニアディレクター

（議事次第）

1. 開会
2. 農林水産分野におけるICTの導入の促進について
(1) 農業バリューチェーンにおけるICTの活用について
(民間事業者からのヒアリング)
(2) 政府における取組の方向について
(3) 行政の保有するデータのオープン化について
3. 農林水産分野における成長戦略の実施状況について
4. 閉会

（配布資料）

- 資料1 イオンアグリ創造株式会社提出資料
 - 資料2 農林水産省提出資料①
 - 資料3 内閣官房IT総合戦略室提出資料
 - 資料4 気象庁提出資料
 - 資料5 法務省提出資料
 - 資料6 国土交通省提出資料
 - 資料7 農林水産省提出資料②
 - 資料8 農林水産省提出資料③
-

（広瀬日本経済再生総合事務局次長）

ただいまから「未来投資会議構造改革徹底推進会合『ローカルアベノミクスの深化』会合（農業）」第6回を開会いたします。本日は、武村大臣政務官に御出席いただきありがとうございます。また、会合の途中から、越智副大臣に御出席いただく予定となっております。それでは、まず初めに武村大臣政務官から御挨拶をいただきます。

（武村政務官）

本日の会合では、前回に引き続きまして、農林水産分野におけるICTの活用の推進について取り上げます。農業者の所得向上のためには、生産だけにとどまらず、バリューチェーン全体において、ICTを活用することが重要です。このためには、前回のヒアリングで御要望のありました地図や気象データを初めとするさまざまな情報について、オープンデータ化を徹底する必要があります。本日は、先駆的な取り組みをされている事業者の皆様、関係省庁の皆様にご出席いただいています。出席者の皆様から忌憚のない御意見を聞かせていただきますように、特に関係省庁の皆様からは、前向きな対応方針をお示しいただきますようよろしくお願いいたします。

(広瀬日本経済再生総合事務局次長)

それでは、議事に入らせていただきます。本日は、前半で農業のバリューチェーンにおけるICTの活用について御議論いただきたいと思っています。最初に民間事業者の方からプレゼンテーションいただき、その後、農林水産省から農林水産分野におけるICTの活用促進の取り組みの方向性について御説明いただきます。その上で、行政の保有するデータのオープン化に関しまして、前回会合の議論を踏まえ、気象データと地図について、関係省庁から今後の方針を御説明いただきたいと思っています。

それでは、まず初めに民間事業者の方からのプレゼンテーションをお願いします。本日は、イオンアグリ創造株式会社から福永庸明代表取締役社長、富士通株式会社から若林毅シニアディレクターにお越しいただいております。福永社長のプレゼンテーションと農林水産省の説明の後、若林シニアディレクターも交えて質疑を行います。それでは、福永社長、よろしくお願いいたします。

(福永イオンアグリ創造株式会社代表取締役社長)

我々は素人で農業を始めましたので、当初、農業に対する技術や知見は全くありませんでした。資料の1枚目をご覧ください。その中で、5つのことにしっかりチャレンジしていこうと取り組みを行っています。

農業者の高齢化や後継者不足は、皆さん御承知のとおりだと思いますが、それを解消していこうというのが1つ目です。2つ目、3つ目については、ICTを活用して、どのように知見を形式知化していくかということに取り組んでいこうというものです。4つ目は、世界に向けてこの国の農業で作った農産物をどう販売していくのかということで、我々はGLOBAL G. A. P. というものを取得して運営しています。また、農業イコールつらいとかきついとかしんどいではなくて、女性が活躍できる働きやすい環境というものを作っていこうというのが4つ目です。そうすることで、若者が職業の一つとして農業を選択できるような農業を作っていこうというのが、我々の取組です。

3ページ目をご覧ください。2009年に開場し、2016年時点で320ヘクタールを超えています。4人から始めて、今は100倍の人を雇用しているという形です。我々は直接農業をやっていますので、どこかに出資をしてやっていただくとか、そういうやり方ではありません。我々の従業員が農業をしていますので、その中でいろいろな失敗をしてきたということ、この後、お話をさせていただきます。

4ページ目が、今、全国にある我々の農場の位置です。またお越しになられれば、いつでも御案内します。

その次のページからがICTについてです。先ほども言いましたが、我々は農業を素人で始めました。全く知見がない中で、どのように農業を考えていくのかということで、データの蓄積が必要となり、今日来られている富士通さんと組んで仕組みを導入しました。我々は、農業でも四半期ごとに決算をしますが、管理手法とか、そういうものが全くありませんでした。何を参考にしたらいいのかということもありません。そこで、全

部自分たちで作っていかないといけないというのが、このICTを最初に導入した経緯です。その農作業部分をどのように「見える化」していくのかということで、フィールドサーバー等を導入しました。

その際、何をシステム化して「見える化」するのかということ、次のスライドの6ページのようにやってきました。経営の「見える化」、生産の「見える化」、品質の「見える化」、販売の「見える化」、この4つをやっていきこうというようになりました。まず経営に関しては、キャベツ1個が一体幾らでできるのだということがわかるようにしようというのが、この部分です。また、我々はグループとしてやっていますので、内部統制もあります。そういったところも全て見えるようにしようというのが、この「見える化」です。生産の「見える化」というのは、生産計画から実施した作業までをどう「見える化」するのか。品質の「見える化」というのは、作っている農産物が一体どのような抗酸化作用を持つのか、お客様にどう「見える化」ができるのかということをやっていきこうと。さらに、生産プロセスです。これを品質に置きかえて、お客様にどういう訴えができるのかを考えていきこうと。販売の「見える化」というのは、収穫時間等をお客様にどう「見える化」していくのか。それで、絶対的な鮮度というものは、どうあるべきなのかということを考えていきこうというのが、この4つの「見える化」です。

次のページは、まず生産の部分で、経営の「見える化」、生産の「見える化」、品質の「見える化」というものをどういう形で、ICTでやっていくのかを描いた図です。

次のページのように、本社にいても農場の全てがわからないといけないということがありますので、クラウドでつないで全て見えるようにしました。もちろんGPSをつけて、うちの従業員がどういう働き方をし、畑の中で行動しているのかもデータを取りました。ただ、GPSをつけると、会社から携帯を従業員に渡します。休みの日でも意外と持っていたりするのです。そうすると、プライベートでどこかに行っていることまで全て見えてしまうということがあり、従業員のプライベートまで知る必要はないので、一度やめました。当初、畑での行動センシングとして全部データをとりましたが、それをずっととる必要もないということでやめました。それ以外のナレッジについては全て今もずっとデータをとっています。具体的に言いますと、スマートフォンを使って畑の状況を全国21農場、全部お互いに共有できる仕組みにしています。「こういう失敗をやったよ」とか、「今、こういう状況なのだけれども、どう思うか」というのを出すと、他の農場から、「私たちはこうやったよ」とか、そういうことが瞬時に返ってくるという形で運営をしています。それを元に、1週間の自分たちの作業を示したのが次のページの週報というところです。「今、このような状態ですよ」ということがわかる。お客様に、今、農業の現場はこうなっているのですねというのをお伝えしていきたいです。台風が来ましたとか、そうした農業ありのままの状況をお客様にお伝えしてやっていきたいと思っています。

次のページがセンシングです。これは、ヒートポンプを入れて効果があるのかないのかというのを調べた結果です。ここでは栽培にかかる日数が短くなりハウスの回転数が上がり、入れた価値はあるねということがわかりました。だから、ヒートポンプは必要だ、投資に見合うということ进行分析しています。その次が、露地栽培でのセンシングです。これは、苗を植えてから最後の収穫が終わるまでずっと定期的に写真を撮り、自分たちの行動がどうなっているのかがわかります。また、この写真を大きくすることで、どの部分の生育がよくないのかもわかるようになっています。

13ページ、14ページです。こうした情報をもとに、一体何が今、農場の問題点なのかということを知りやすくするため、グラフを作ってパートさんにも周知をしています。15ページ、16ページも同様です。それでどのように改善してきたかがわかるということです。こういう分析をしないと知見も全くたまりませんので、分析をしながら営農

しています。

17ページです。ここからが今後、本当に重要になってくるのかなと思います。我々はR&Dから販売までということで、バリューチェーン全体を通したマネジメントをやっていこうと、グループで取り組みをしています。我々はまず、ICTを使って生産を「見える化」しました。

では、これから何が必要なのか。次のページを見ていただくと、物流、加工・小売と流れていきます。作ったものを、どう最適に物流を組んで運んでいくのか、それをお客様にどのように届けていくのか、ここがこれからつないでいかなければいけないところです。販売実績のPOSデータから、我々がどういったものを作ったらいいのかというのは、すでにできているのですが、反対に、作ったものが流れていく最適な形はどういうものかというのは、まだ確実にできているわけではありません。すごく分断されています。ですから、物流の「見える化」、顧客の「見える化」というところは、大変大事な点になります。お客様がこういうものが欲しいというもの、ニーズがやはりあります。例えば、今パクチーがブームになっていますが、そういうものについて、お客様が本当はどれぐらいの量を必要としているのかというのが、今までは生産側ではわかりませんでした。しかし、販売と生産のデータがつながることで、お客様は1袋当たりどれぐらいの量のパクチーが入っていればいいのか分かります。1人当たり、今までであれば大体20グラムぐらいでした。それを、1人のお客様が大体2袋から3袋くらい買われる。それを、そもそも1袋で3袋分の量にしておけば、お客様にとってはすごく便利ははずなのです。でも、そういう情報が全然つながってこないというのが今まででした。今、我々はその生産と販売のマッチングをやっていっている。一番これから必要になってくるところだと思っています。

次のページですが、野菜は規格外ももちろん発生します。そういったものをどう加工に瞬時に回していくことができるかということを考えなければいけない。鮮度劣化したものを加工に回すというわけではなくて、今日とったもののうちの規格外の部分を加工に回していく。そのときに必要になるのも、また効率的な物流です。この物流をつなぐ管理というものが、まだまだ未整備です。そういったところが、すごく大事なところになっていきます。

そういった全体的なことをPDCAで回していかなければいけないというのが、20ページ目になります。あとは、我々の取り組みとしてリサイクルループがあります。これも小売のほうで廃棄する生ごみや食品残渣などをデータ化して、その後、一体どれぐらいの肥料ができて、その生産にかかわるコストはどうなるのかということも、このリサイクルループの中で分析しています。販売する小売、生産する我々、お客様にそういうことをわかっていただくのが大事なのかなと思います。

それが世界に発信されましたというのが22ページです。民間の団体ですが、ザ・コンシューマー・グッズ・フォーラムの中で、日本としてはゼロウェイストのチャレンジをやっていきますよということで、世界に発信をされています。

それと、GLOBALG. A. P. が23ページです。我々は以前から取得しています。これもデータの中で、ビジュアルでこういう形でやっていくのだとすぐに分かるような取組をしています。

次のページです。ASEANやアジアの農林水産省のような部局の方々が我々の農場に視察に来られて、GLOBALG. A. P. の講習をしてほしいということで、講義をしました。

次のページは、今、埼玉県の高喜で次世代の施設連携ということで、データを入れてやろうということで動き始めました。

ただ、課題もあります。次の26ページになりますが、我々、例えばイオンアグリ創造という農業法人には、いろいろな企業さんから情報が来ます。ただ、その企業さんごと

の強みというものがそれぞれあるのですが、横のつながりが全くない。ここの部分は、別の会社のものを入れたほうが絶対にいいと思う部分があっても、つながりがないので、全部開かないのです。だから、一気通貫ができない。それで、結局この部分はすごく最適なだけけれども、全体最適には全く近づかないというのが、今の大きな課題です。これはITも一緒です。富士通さんの仕組み、デンソーさんの仕組みといろいろあります。この部分は富士通さんのほうがいいよね、この部分は違うメーカーさんのほうがいいよねというニーズがあっても、横のつながりがないので部分最適で終わってしまい、全体最適にはならないというのが、今の大きな課題だと思います。だから、メーカーさんにとっても得手不得手は絶対にあるはずなのですけれども、その得手不得手をメーカーさん一つの企業の中で克服しようとしてしまって、使う側にとっては負荷でしかないし、それをマンパワーで回していかないといけない、そういった負担というのがかなり大きくなってきます。こういうところが大きな課題かなと思っております。

次のスライドですけれども、気象データについても、私たちは全国に拠点がありますので、本当はできれば1メートルメッシュぐらいで農場の気象データが欲しいのです。なぜかという、竜巻がある地域で起こったとしても、大きなメッシュで天気予報をやられてしまうと全くわからないのです。私たちの農場の特定の部分だけに竜巻が走ってしまうということがあるので、もっとメッシュを小さくしていただけたら、気象データというのはすごく大きな予測につながり、生産側としては、武器になるはずですが、でも、メッシュが大きいとそういう形では使えないという点に、実務的なところから言うと課題があります。

また、現在は農地ナビなどがありますが、私たちが農業を始めたころは、そういうものはありませんでした。そこで、グーグルマップなどで農地を特定していました。特定はできるのですけれども、面積は出てこないとか、そういったところが大きな課題でした。ここを借りないとうまく生産効率が上がらないよねといっても、一体ここが本当にどうなっているのかもわからないとか、当初はそういったところが大きな課題でありました。今は見られるようにはなってきた部分はあるのですけれども、でも、まだまだそれを周知できているわけでもないし、全部が網羅されているわけでもありません。こういったところもこれからもっともっとオープンにしていいただければ、私たちとしてはとても使いやすいかなと思っています。

(広瀬日本経済再生総合事務局次長)

続きまして、農林水産分野におけるICTの導入の促進につきまして、農林水産省から説明していただきます。

(菱沼農林水産技術会議事務局研究総務官)

資料2で説明させていただきます。本日は、農業にICTを導入した場合の新たな農業の将来像ということで、3つの事例で説明させていただき、それに必要な取り組みの方向性について説明させていただきます。

まず1ページ目です。農業の新しい姿ということで、ICTを活用して、経営改善や生産性の向上を図れるだろうということです。ビフォーアフターの的に書いてありますが、規模が大きくなりますと、きめ細やかな管理が困難になるというのが現状です。将来的には、右のように、圃場ごとの経営管理をしていくこととなります。そのときには、さまざまなデータが必要となり、そういったデータを集約して管理していくことが大事です。こうした点において農業ICTを使っていくということです。さらに、下のほうになります。データを蓄積・解析して収量を改善していこうという取組もあります。過去の収量データや今年の生育データ、土壌データを集積して、圃場ごとにどうなってい

るのか確認し、その際、圃場ごとに施肥のやり方や防除のやり方等をきめ細かく変えながら、スマート農業を展開していこうと考えております。

2 ページ目です。もう一つの将来像ということで、気象データを活用した生育予測の安定供給についてです。まず将来の姿の1つ目ですが、気象データを生かして適期の作業やリスク回避をしていくということです。さらに、2 番目です。先ほどバリューチェーンのお話がありましたが、さまざまな地域の農家がデータをシェアして安定供給していこうというものです。加工用、業務用の野菜は契約取引されていますが、そうした中で、生育はばらばらに行われており、安定的に供給できないということがあります。こういった点について、データを入れながら、流通業者の方々と連携して、流通の効率化を図れるようなバリューチェーンシステムを作っていきたいと考えております。

3 ページ目です。経験や勘にデータを融合した高品質生産の展開ということで、農業の場合、水やり10年といったような勘に頼る農業が行われておりました。そういった中で、熟練農業者の方々がリタイアするということもあり、技術が消失してしまうという課題があります。それを「見える化」して、若い方々にうまく短期間で習得してもらい、新しい農業を展開して、高品質生産を図っていこうではないかということを進めていこうと考えております。

こういったような新しい将来の姿ということについて、今後どういう取り組みをしていくかということですが、次の4 ページです。取り組みの方向は、大きく分けて3 点あります。1 点目、標準化というのが、非常に大事です。異なるシステムの連携というのも大事です。さまざまなデータの活用・共有をすることが大事でありまして、この基盤を作っていかなければいけない。これをしっかり検討していく必要があるだろうということです。2 点目ですが、データにつきましても、公的機関や研究機関、さまざまな方々がデータを持っています。こういったものを農業者、関連事業者が活用できるように、順次オープンデータ化を進めていくということが必要ではないかと考えております。3 点目です。ICT、人工知能、これはまさに農業分野以外の異なる分野の企業の方々、ベンチャーなどの方々の力が必要です。こういった方々と連携しながら新しい技術を開発し、さらに、現場のほうで実証していくことが大事だと考えております。

次のページにつきましては、参考として、今、我々がスマート農業でどう取り組むかという施策について御紹介しております。

(広瀬日本経済再生総合事務局次長)

それでは、ただいまのイオンアグリ福永社長の御説明、そして、農林水産省からの御説明を受けまして、農業バリューチェーンのICTの活用を通じて農業全体の付加価値をどう高めていくのか、そうした政策全般につきまして、御議論いただければと思います。前回の会合の際に、別途、株式会社夢ファーム、ISSA山形、そして、今日おいでいただいている富士通、ルートレック・ネットワークスの方々からも、民間事業者の取り組みを御紹介いただきました。そういった取り組みも含めて、全体としてICTをどう導入していくのか、それを政策面でどう後押ししていくのか。そうしたことにつきまして、ぜひ御議論いただければと思います。よろしく願いいたします。

(金丸副会長)

たくさんあるのですが、まず、イオンアグリさんからリスクをとった挑戦のプレゼンテーションをお聞かせいただき、まさしく最初に掲げられた5 つの方針は、農林水産省も進めておられることとも合致しているのではないかと感じてお聞きしました。そこで、イオングループ全体におけるイオンアグリ創造株式会社の組織の位置づけについてお聞きします。イオンアグリ創造株式会社でリスクをとって、そこでゼロから

生産やいろいろな試行錯誤を、ICTを使われて開始されたと思うのですが、それを将来はイオングループ全体で、例えば店舗で売っていらっしゃる野菜のうち、何%ぐらいを直接製造して販売しようというような大きなビジョンはあるのでしょうか。また、店舗のMDをやっている人から見ると、イオンアグリ創造株式会社から必ずしも買わなくても、もっといいものがほかにあれば、最終消費者のためにいいものを店舗に並べるといえるようになると思うのです。そういう中で、コストセンターとしての位置づけなのでしょうか、それとも、プロフィットセンターとしての位置づけなのでしょうか。イオンアグリ創造株式会社さんは、今は小規模なので、販売量から見ると100%イオングループに出してもおそらく販売可能だと思いますが、イオングループだけに売らず、プロフィットセンター化をしていくとなると、例えばもっと高く買ってくれるお客様を見つけてくれば、今度は逆にイオンに売らなくてもいい。そのプロフィットセンターなのかコストセンターなのかという位置づけについては、どうなのでしょうか。大きな経営戦略とともにお伺いしたいと思います。

(福永イオンアグリ創造株式会社代表取締役社長)

今後のビジョンについてどれぐらいというのは公表しているわけではないので、具体的にと言われると少々困るのですが、我々だけでやろうとは思っていません。我々の持っているものを周りの若い生産者の方々等にも全部無償で提供していきようとしています。そうしてチーム、パートナーとして全体を上げていきようと考えています。だから、一つの農場やその周辺地域が活性化されないと、我々だけでできるわけではないと思っており、今、そういう考え方でやっています。また、イオンだけに売るつもりはもちろんありません。できればほかの百貨店やスーパーマーケットに売りたいと思っていますし、違う形でダイレクトにお客様に売りたいということもあります。コストセンター的にやりたいとは思っていませんので、しっかりと作れて、いいものであればもっとグループ以外に販売していきたい。それはなぜかということ、先ほどの話になりますが、パートナーとして周りを一緒に巻き込んでいききたいということがありますので、グループだけにそれを販売するというよりは、違う事業者の方々に販売するというのが大事であろうと思っています。

(三村会長)

通常、規模の利益を追求するときには、一つの地域や一つの場所で、大規模化することによってコストを下げる方法が一般的です。それに対して、イオンアグリ創造さんの場合には、全国展開によって規模の利益を狙うモデルに見えます。この仕組みで、規模の利益を得ることが十分可能なのでしょうか。それとも、全国展開することによって、むしろコストアップすることのほうが多いのでしょうか。その辺を教えてください。

(福永イオンアグリ創造株式会社代表取締役社長)

そもそも何で全国に広げたかということですが、この国には台風などが来ますので、どこかの農場が台風でやられてしまったとなったときに、それでゼロですと言うわけにはいかないのです。まず、全国にプロットしようということから始めました。もちろん全国にうちの店があるというのも、一つの理由ではありますが。農場1つ当たりの大きさというのも、最低でも15ヘクタールにしようということを考えており、そこからどれだけ広がってもいいとは思っていました。規模的に15ヘクタールというのは、この国の農業者の平均からしてもそれなりの規模だと思います。だから、生産効率的には劣るということはないだろうと。それで、基本的には地域で物流を組んで、地域で販売をしています。イベントとかは別ですが、北海道のものをわざわざ九州で販売する

とかということはないので、そうした点のコストというのは、全国に広げたからすごくコストアップになるのかということではありません。ただ、私が農場を巡回しようと思ったときに、全国21カ所を回るだけでコストはかかります。そういった販管費の部分をどう考えていくのかというのは組織としては必要でしたので、今はエリアごとに全て担当を決めてやるという形でやっています。

(三村会長)

1カ所でうまく適用できた方式というのは、ほかの地域でも問題なく適用できるのですか。気候条件とか、いろいろな土壌の状況とか、地域によって全部違ってきますね。あるところのノウハウがそのまま移転できれば非常にいいのですけれども、それは、相当程度可能なのですか。それとも地域ごとに変えているのですか。

(福永イオンアグリ創造株式会社代表取締役社長)

ある程度のベースは、全国変わりません。例えばキャベツでいくと、苗を育てるというのも、それが別に石川だろうが、茨城だろうが、千葉だろうが、そんなに変わりません。ただ、土壌とか、気象とかは全国違いますので、それは地域ごとに全部違う形でマニュアルを作ってやっています。それが何か負荷になるかという点、ベース自体はみんな同じように考えますので、そんなに負荷にはならないと思っております。

(金丸副会長)

3ページの進捗のグラフがありますね。この計画といいますか、2016年とか、2017年とか、将来どうなっていっちゃうのか。その際、農地取得というのがあると思います。いろいろな御縁があって農地取得に至ると思うのですが、そういう中でリース方式や農地中間管理機構を利用されているケースもあるのでしょうか。また、御自身で何らかの形で出資をして取得されている方式はあるのでしょうか。そして、その農地を取得するペースあるいはそのプロセスについて、何か課題などがあれば教えていただけますでしょうか。

(福永イオンアグリ創造株式会社代表取締役社長)

まず、農地については、私たちは全部賃借でやっています。今は農地中間管理機構があるので、農地中間管理機構を通してお借りしていますが、農地中間管理機構がなかったときは利用権設定でお借りしています。何で買わないのかというと、買ったなら100年ぐらい借りると変わらず、全然メリットがないということが一つあります。課題としては、農地を集積していくに当たって、ある一つのところだけ集積できないことがあります。それは、農地を買ってくれとおっしゃる方や、いわゆる不在地主のような方がいらっしゃる場合です。買ってくれというのは、国から貸せということは多分言えないと思うので、会社対地権者の方で話し合っただけで協議をしていかないといけないところはあるかと思えます。不在地主のところだけは大きな課題でして、そこは本当に何かもっといい方法がないのかなと思えます。他に大きな課題というのは今のところありません。

(金丸副会長)

雇用の観点からお聞きします。今、456人という数字が出ていますけれども、この方々は、イオンアグリ創造株式会社の社員でいらっしゃると思っております。また、もともとその地域にいらした方が、この株式会社に雇用されるというイメージでよろしいのでしょうか。

(福永イオンアグリ創造株式会社代表取締役社長)

私たちはパートさんも社員という扱いになっているのですけれども、パートさん以外の純粋な社員は150名ぐらいです。地域の方を雇用しているわけではなく、新入社員として募集をして、4,000人ぐらいの応募の中から40名ほど採用し、その子たちを全国の農場に派遣しています。パートさんは地域の方です。また、ローカル採用という制度があり、ローカル社員というその地域だけでやりたいのだという人もいらっしゃいます。それはそういう制度を持ってやっています。従って、地域から動かないという人は、社員の中にもいます。そういう形で運営を行っております。

(金丸副会長)

そうすると、150人の社員の方と、パートの方と、ローカルの社員の方も含めて456人ということですか。

(福永イオンアグリ創造株式会社代表取締役社長)

今、500人を超えましたけれども、そうです。

(金丸副会長)

最後に富士通さんにお聞かせいただきたいのですけれども、最後の福永社長の問題提起で、IT企業のA、B、Cの横連携という話が出たのですが、その点はどのようにお考えでいらっしゃいますか。

(若林富士通株式会社シニアディレクター)

具体的にどういうことをおっしゃっているのかは、ちゃんと受けとめなければいけないと思うのですが、一般的な話として、連携するには使われる方がどういう目的なのか、どういうデータを見たいかというユースケースから何を連携させるのか考える必要があると思うのです。イオンアグリ創造さんは、そういう意味では露地もやり、施設もやり、数字を見て経営するというので、かなり複合的な経営をされているのですが、なかなかそういう観点で、生産管理の仕組みと、例えば施設園芸の仕組みというところをこうつなげたいという事案が今まであまりなかったのです。そういう意味では、システム同士なので、連携は当然技術的にはできる話なのですけれども、何をどう連携させるのかということをお伺いしてやらなければいけないと思っています。

従来は、例えば開発を受託させていただく形だったのですけれども、後ほどお話もあるかと思いますが、今、基本的な情報の標準化や、インターフェースの標準化を図っておりますので、そういう標準的なインターフェースをかませる連携をさせるという形になってくると思います。

(金丸副会長)

そうすると、先ほど農林水産省さんが説明なさったICTの取り組みの中で、キーワードとして標準化、連携、プラットフォーム化、オープンデータ化、そして、アライアンスというお話があったのですけれども、そこについては、富士通さんは、ニーズが具体化しさえすれば対応していただけるというような御方針と違ってよろしいですか。

(若林富士通株式会社シニアディレクター)

この標準化については、我々も3年ぐらい前から神成先生のところと一緒に我々なりの課題認識を出させていただいています。ある程度サイバーの世界というのは、デー

タ連携はしやすいのですが、農業機械だとか、センサーだとか、フィジカルな部分というのは、実はまだまだベンダー固有になっています。そこがまだ課題かなと思っています。

(三村会長)

最後に一つ。前回ヒアリングさせていただいたのは、主に生産者の方々でしたが、イオンアグリ創造さんは、流通にも関係しておられます。そこで伺いますが、生産と流通との連携について、どの程度の可能性とメリットがあると思っておられますか。また、ご説明の中にもありましたけれども、これからの課題について改めてお聞かせいただければと思います。

(福永イオンアグリ創造株式会社代表取締役社長)

小売としてすごく大きなメリットがあると思います。というのは、今までお客様の声は、生産者には全く届いていませんでした。それが届くこと自体、生産者の方にとってもすごくいい情報になるはずですので、そのメリットというのは、多分今までにない大きな部分かと思えます。反対に、生産者の方が作っている苦しみとか、大変さというのが、今度は買う側にちゃんと伝わるということになれば、安いものだけを買おうといったところが変わってくるのかなと思います。物を大事にしなければいけないねとか、食べ物を粗末にはいけないねという、そういったところも芽生えてくるのではないかと強く思います。

(広瀬日本経済再生総合事務局次長)

せっかくですので、今の三村会長の質問に関連して具体的にお伺いします。先ほど福永社長から資料の6ページ、7ページについて、品質の「見える化」、販売の「見える化」ということで、物流、加工・流通を拡大していくのはこれからだというお話がありました。特に品質の「見える化」のところで非常に興味深いことをおっしゃっていて、「生産プロセスを品質に置きかえる」ということや、「鮮度をどうはかるのか」ということがありました。そういうときに、例えば7ページの品質の「見える化」の上の箱に「生産履歴(トレーサビリティ)」という言葉があり、そこに「防除」とか「施肥指針」と書いてあります。前回の会合でも、ISSA山形の方に来ていただき、ICTやドローンを使って可変施肥によるピンポイント施肥などを行い、結果的に非常に品質を上げているという例がありました。

お聞きしたいのは、まさに今おっしゃったように、流通の現場でいいものを高く売っていくために、流通から見ると、どういうデータがあると消費者に見せていけるか、訴求していけるかという点です。流通から見ると、どのようなデータを、生産者に集めてもらいたいのかというところで、何かあるかお聞きしたいです。

また、農林水産省さんにもお聞きをしたいのですけれども、そういう観点で、農林水産省の資料2はどちらかという生産サイドを中心に書いており、3ページの一番上の箱では「こだわり等の情報とともに消費者に販売」と書いてあるのですけれども、あまり具体的なことが書いていません。要は、生産だけではなく、流通、物流も含めたバリューチェーン全体として、こういうデータを使いながら付加価値を上げていくという点について、農林水産省としてどういう政策をやろうとされているのでしょうか。

菱沼総務官のおられる技術会議だけではなく、せっかく生産局、経営局、食料産業局の方もいらしていますので、農林水産省全体として、ICTを使ってバリューチェーン全体の付加価値を上げていく政策としてどういうことを考えておられるのか、それぞれお聞きできればと思います。

(福永イオンアグリ創造株式会社代表取締役社長)

防除・施肥情報のトレーサビリティというのはもちろん当然のことです。この施肥等において、おいしい野菜って一体何というのを、例えば硝酸をどのように下げていくのかということを考えています。窒素をどれぐらい落とすとか、お客様にそういうことが見えるようにできれば、購買するときの一つの選択肢になると思います。機能的な野菜というの、なかなか表現がしづらいということがあるので、そういう部分をどのように、大学の先生等いろいろな方々と組んで「見える化」をしていくのか、そういう点が販売側として見れば、お客様には一番伝えやすいのです。農薬はこのようなものを使っていますということをお客様が見てもわからない。アファーム乳剤を使っていますと言われても、アファームって何というところからです。お客様は別にそういうデータを求めているわけではなく、農薬が悪いわけでもおそろくないと思うので、本当にこの野菜を食べたら私は健康になるのかしらというのがもっと見えるような形というのが、小売から見たら必要なのかと思っています。それを、私たちのところでは品質の「見える化」につなげていこうという形で、今、実験も含めてやっているところです。

(菱沼農林水産技術会議事務局研究総務官)

今日の資料2につきましては、やはり生産サイドに近い書き方をしており、その御指摘というのは頂戴しなければいけないと思っています。ただ、我々として、今、ICTを農業に導入した上でイノベーションを起こそうではないかと考えております。改良、改善ではなくて、イノベーションなので、今ある想像の中ではこういったことができるということで、生産のほうはかなりイノベティブなものが、このような方向でという目標が大体見えてきています。一方、バリューチェーンの中の最後の流通・販売までのところでは、従来のPOSシステムとも違ったものができていかなければいけない。改良、改善にならないために、いろいろ膨らませて、夢を想像しながら考えていかなければいけない段階であり、なかなか今はまだ、出てきていません。ただ、今日の資料につきまして、イオンアグリ創造さんのほうでもありましたけれども、農場を全国展開している理由として、気象災害等がいろいろあり、安定供給しにくいから全国各地にちらばっているという話がありました。まさに2ページにも書きました安定供給です。野菜につきましても、加工業務用の野菜がどんどん伸びてきており、契約取引がどんどん進んでいる。そうしますと、産地がそれぞればらばらだと安定供給していけないというところがありますので、産地と連携して、流通の方々の情報を共有しながら、いつ、どういう場所でどのように供給していくか、ということを考えていく必要があります。流通の効率化もできます。今、トラック輸送が非常に大変だというときにそういった新しい流通へ、どういうところ変えていくのか。流通のほうも変わっていくのではないかと。ここら辺のデータを使いながら、流通や消費の構造を変えていくようなイノベティブなことができないのかなと考えているところです。また、こだわりと示しましたけれども、単なるこだわりではなく、機能性やこういった成分が入っていますよ、だから消費者も食べていきましょうと、消費構造が変わるようなイノベーションを起こしていきたい。そのときに、機能性成分はこのぐらい入っていて、こういう作り方をしていたからこうなのだということがデータで戻ってわかるような、そういったサプライチェーンが必要なのかと思っていますけれども、我々まだまだ流通の方々、販売の方々、市場の方々と余り議論が進んでいません。イノベーションだと思っていますので、具体的にさまざまなことでどのようなことができるのかと、夢を膨らませながらやらせていただきたいと思っています。

(大角農林水産省大臣官房審議官(兼食料産業局))

食料産業局でございます。まず、こういったICTの流通を進めていく前提としていろいろな広域データが電子化していくという中で、情報交換できやすいようにすることが重要だと思っております。しかし、現実、なかなか進んでいないというところがございます。今日はイオンアグリ創造さんからのお話でしたが、大手スーパーの方々自体が、納入に当たっては、かなり電子データでの取引になっております。しかしこれはあくまでも納入の段階でして、それが循環しているのかというと、そういう形にはなっておりません。私どもといたしましては、まず、各種の流通の多様化を図るという意味でも、今後いろいろな取引の「見える化」をしていくというようなことを進めていきたいと思っております。そういったいろいろな「見える化」に当たっての調査の中でも、ICTの基盤の整備も含めて行っていきたい。そこから取り組んでいきたいと思っております。

(大野農林水産省生産局畜産部長)

生産局の畜産部長でございます。今、規制改革推進会議でお世話になっている生乳の改革をやらせていただいております。酪農を例にとるとホットなのかなと思うので、酪農の例を挙げさせていただきます。酪農では、どちらかというと、こだわりの品物をICTで作るというよりは、省力化あるいは軽労化、生産性の向上といったことにICTが役立つのだろうと思っております。

牛というのは、必ずお産をしなくてはミルクも出さないのですが、歩数計を使うとか、ミルクの中の成分をフォローするなどして牛のコンディションを把握し、お産しやすいコンディションに整える。そして、お産するときに事故が起きやすいので、これもICT、スマホで今晚お産をするというのがわかるようにすることで事故を防ぐという使い方があります。搾乳ロボットというものが大分入ってくるようになりましたが、今度も酪農家の働き方改革を進めるため、60億円の予算を用いてそういった省力化機器の導入を進めていくことにしています。搾乳ロボットのいい点として、リアルタイムで牛の乳量、ミルクをどれだけ出しているのかということがわかります。さらに、そのミルクの質がわかる。それによって牛のコンディションがわかる。そういうことができるので、その牛のコンディションに応じた管理をきめ細かくやっていくことができる。ということで、申し上げたように、生産性の向上、省力化、軽労化というものにICTを使っていけるのだろうと思っております。

(山口農林水産省大臣官房総括審議官)

総括審議官でございます。農林水産省の今の説明はどちらかというと業者側の説明で、生産側と流通側の説明をしたのですが、バリューチェーンを考えていく上では、消費者の行動なり、消費者に対してどういう情報提供ができるかというのが重要だと思っております。我々は今まで、その点では十分ではなかったところが多いと思っておりますが、消費者が何を求めているのかとか、または消費者が求めているものをどうやって生産サイドで作っていくかという、そういう考え方をもっと徹底していかなければいけないのではないかと考えています。今回、農業競争力強化支援法という法律を国会に提出させていただいておりますけれども、その中では、そういう生産サイドだけではなく、流通の面での構造再編も重要だし、いろいろな情報が「見える化」していくことも重要であるということも書かせていただいております。我々の使命というのは、食料の安定供給でございます。消費者から見て、安定という意味は単に量が足りていればいいということではなくて、質の面でも自分たちの望むものが出てくるということが重要です。できれば価格も、リーズナブルになればいいと思っております。

おります。一方で、これも先ほどから出ておりますが、農業者にとってみても、生産するのにいろいろな苦勞があるのですが、苦勞のあるなしにかかわらず、価格が一律に買いたたかれています。そこは生産サイドの情報が流通サイド、消費者サイドにうまく伝わっていないということも大きな原因だと思います。したがって、これから国際化の中で、輸入品との競争というものも出てくるわけですが、消費者の方々に輸入品ではなく国産品、日本のものを食べてもらうということを選んでもらうためにも、そういう電子化、情報の共有化は重要だと思っております。この部分については、やはり我々農林水産省だけでは十分ではございませんので、関係省庁の方の御協力なり、情報通信業界の方々との連携なりを図っていただければいけないと思っております。

(神成IT総合戦略室室長代理／副政府CIO)

農業ICTの研究者として、私が入ったときに物流から入りましたので、どちらかというとその観点から申し上げます。今、総括審議官がおっしゃったことに近いのですが、要は、農業サイド、消費者ニーズの両方を一番つかんでいるのは、現在バイヤーと仲卸なのですが、重要な点は、今、バイヤー、仲卸の個人的な知見、人間関係だけで農家を選別しているのです。ですから、農家にとっては機会損失があります。つまり、どこにどの農家がいる、どの程度のレベルで、どの程度の品質のものを出しているかという情報を流通サイドが把握していないのです。そのためにミスマッチが起きており、機会損失が起きているというのが、重要な問題だと思います。そういった意味では、全体の電子化も必要なのですが、その部分の情報をきちんと出す。逆に、農家がきちんと価値がある農家であれば、それを流通サイドから見えるようにしてあげる。そういうことができれば、シンプルにそこに競争が働いていくというのが、多分一番、今、不足している点ではないかと思っております。

(広瀬日本経済再生総合事務局次長)

続きまして、今回議論いただいたことに密接に関連いたしますけれども、まさに農業全体のICT化が進むに当たって、前回の会合に出席された事業者や、本日イオンアグリ創造の福永社長からも要望がありました行政の保有するデータのオープン化に関しまして、関係府省から御説明いただきたいと思っております。まず、こうしたオープンデータ推進に向けた政府の方向性につきまして、内閣官房情報通信技術総合戦略室から御説明いたします。

(神成IT総合戦略室室長代理／副政府CIO)

今度は内閣官房としてお話しします。資料3に基づきまして、御説明申し上げます。オープンデータはもともと政府全体で進めておりますが、非常に大きなタームポイントが、昨年12月にございます。1ページ目に書いてありますように、昨年12月に官民データ活用推進基本法というものが国会で成立いたしました。今までのオープンデータというのは、政府全体の取り組みとしてはやっていたのですが、具体的な基本法というものはなかったのです。それに対して、昨年12月に議員立法により、官民データ活用推進基本法というものが成立し、この3月を目途にして実際に官民データ活用推進戦略会議というものを総理のもとで開催する予定になっております。

重要なポイントが、この概要の1ページ目に置いてありますが、非常に重要なことは、幾つか赤字にしております。第2章として、政府による官民データ活用推進基本計画を策定いたします。それから、都道府県においても同様に推進計画の策定を義務づけております。市町村に関しては努力義務になっております。こういった形の中

で、既に幾つかの市町村においては、来年度条例を改定して、同様の基本法を出すという話も聞いております。この3月以降、どのようなものをどのようにオープンデータ化していくかということの具体的な推進計画を出すことになっております。それから、第3章に書いてありますように、この基本法に基づき、国・地方公共団体の事業者による官民データの活用の推進や関連する制度の見直しを具体的に図るということが書いてございます。先ほど申し上げました、第4章にございますように、恐らく予定では来月を目途に官民データ活用推進戦略会議を設置して開催することを予定しておりますし、その際、議長による重点分野の策定をする予定でございます。

続きまして、次のページに書いてございますが、オープンデータに関する具体的な規定に関しては、この次の11条に書いております。大事なことは「二次利用可能なルールの下」で「機械判読に適した形」で公開されること。そして、それを新事業の創出、行政の透明性・信頼性の向上等が期待できるものにしましょうということ。現在、2次利用可能なルールも定めまして、具体的に、この下にありますように、従来の画像や地図等を含めたものを機械判読性のあるデータとして公開するというところで、来月以降、総理のもとで本部を作って、具体的な推進計画をやっていくということになっています。

3ページ目です。参考までに昨年12月19日に行われました未来投資会議におきまして、オープンデータに関する総理の発言としても「オープンデータを強力に推進してまいります」ということです。それから、その下に、各議員からもそういったことを具体的にやるようにという指示がございましたということを書いております。

最後、参考でございまして、具体的に現在政府としてどのようなオープンデータ化を進めてきたということが4ページにございます。私どもは2014年以降、データセット数をカウントしておりますが、各省に今どういうデータがあるのか、オープンデータ化できるかということ具体的に推進しており、徐々にですが、2014年の1万2,347から2017年2月まで1万8,582と増加しています。このカタログサイトは、実は各省がオープンデータした際に、どこに何のデータがあるのかわからないと怒られたことがありました。そこで、それをまとめて検索できるサイトをつくり、そこで今、一体どういうオープンデータがあるのかを検索できるようにしております。逆にその中で、具体的に各省にどういうデータがあるのかということも確認できるようにしております。このように、ちょっと伸び率も鈍化してきたかもしれませんが、昨年12月の官民データ活用推進基本法成立に伴い、この3月以降、またこれを加速していきたいと思っております。

(渡邊気象庁次長)

気象庁でございます。資料4です。1ページと2ページを両方ご覧いただければと思います。前回口頭で申しましたが、気象庁におきましては、1ページの上のほうに書いておるとおり、今までの防災機能に加え、幅広い産業において気象データを利活用した生産性の飛躍的な向上に貢献すべく、気象ビジネス市場の創出を目指した、気象ビジネス推進コンソーシアムを立ち上げる予定としております。2ページに、コンソーシアムの具体的な形を書いておりますが、気象事業者に加え、情報通信、農業、小売、金融、電力等の関係する産業界や、IoT、AI等の先端技術に知見のある学識経験者等で構成されています。IoT、AI等の先端技術を活用した先進的なビジネスモデルの創出やさまざまな技術的進歩に対応した新しい気象情報の利活用、そして、気象情報の継続的な改善、人材育成などの環境整備を進めていきます。

3ページをご覧ください。1月末に発起人集会を行い、コンソーシアムの発起人としましては、さまざまな業界、団体から、50ほどの方々に集まっております。

す。その中には、いわゆる民間の気象事業者として、ウェザーニューズ、日本気象協会、ハレックス等も参加されています。あと、IT産業の方々、それから、おもしろいところでは保険会社の方々も参加されています。気象リスクを織り込んだ保険商品の検討、そういったことも含めて、さまざまな業界、団体の方々が入って発起人となっただけでございまして、今年3月7日に気象ビジネス推進コンソーシアムが設立され、同日に気象ビジネスのシンポジウムも開催いたします。この場におきましては、こういった集まった方々の情報交換を通じて、気象情報の利活用に関してのさまざまな取り組みの発展といったことがコラボレーションとして期待されますし、我々気象庁に対しての御要望などもあるかと思っておりますので、そういったことなどにも対応してまいります。また、モデル事業的なものですか、人材育成のためのセミナー、シンポジウム、そういった活動を続けていきたい、開始していきたいと思っておりますのでございます。

5ページ以下は参考として気象庁が提供する主な情報データ、データの流れ、今後の情報改善に関する取り組み方針について触れてございます。先ほどイオンアグリ創造の方から気象データのメッシュ、1メートル単位という御指摘もございました。最後のページをご覧くださいいただければと思うのですが、私ども気象庁といたしましては、いわゆる雨量計、気温、風速等のアメダスの観測地点が全国で1,300あり、自治体の雨量計なども活用して全国1万ぐらいの雨量データなどを活用しています。また、気象レーダーや気象衛星ひまわりなどを全部織り込んで、いわゆる気象予測というものをやっているところでございます。

そして、気象庁としても、できる限りメッシュをきめ細かくしていくというのは、一つの方向性と考えてございまして、7ページの左下の上のところに推計気象分布情報というものがございまして、いわゆるアメダスの情報というのはピンポイントなのですが、昨年3月からは推計気象分布ということで、1キロメッシュの気象データを提供しており、気象庁のホームページでは色分けする形で天気や気温をグラデーション化して画像で見せていくといったことを進めているところでございます。一方、いわゆる民間気象事業者の方々もおられまして、独自にさまざまなピンポイントの予測などもされているところでございます。こういった気象庁としての取り組みと、民間気象事業者の取り組みをうまくコラボレーションする形で発展していくことが望ましい姿ではないかと思っておりますし、この気象ビジネス推進コンソーシアムの中でもそういった展開を行っていくことを、我々としても期待したいと考えているところでございます。

(広瀬日本経済再生総合事務局次長)

続きまして、農地地図情報のオープン化の取り組みについて、法務省、国交省、農林水産省から御説明をいただきたいと思っております。まず、法務省からお願いいたします。

(小川法務省民事局長)

法務省でございます。資料は資料5でございまして、事務局から質問事項をいただいておりますので、それに対する私どもの考え方が5ページにございます。その前に少し、当省が所管しております不動産登記制度についての御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、1ページ目をご覧ください。不動産登記制度は不動産の所在、地目、地積などの物理的な状況ですか、あるいは所有者の権利に関する情報などを一般に公開して、不動産取引の安全と円滑に資することを目的とするものでございます。したがって

まして、登記の記録は取引の対象となる一筆の土地ごとに作成することとされておりますが、登記情報だけではその土地がどこにどのような形状で位置しているかがわかりませんので、土地の位置ですとか区画を明確にするために、登記所に地図を備え付けることとされております。

2 ページ、登記所に備え付けられている地図には、図面の種類が大きく分けて2つございます。1つ目は、登記所備付地図と言われる筆界点に公共座標値を有するなど、非常に精度の高いものでございます。もう1つは、それが完備されるまでの間、これにかえて登記所に備え付けられる図面でございます。これが地図に準ずる図面でございます。この地図に準ずる図面のほうは、最初に申し上げました地図に比べますと精度は劣るものでございますが、位置関係や形状等の概略はわかるというものでございます。割合的には、中段に書いてございますように、全体の約56%が精度の高い14条1項に規定する地図でございます。不動産登記制度における地図等の公開方法でございますが、これは手数料を納付して、地図の写しの交付を請求することができることとされておまして、その方法としては、窓口請求とオンライン請求がございます。それから、登記情報提供サービスというものがございまして、インターネットを利用した登記情報あるいは地図情報の閲覧が、現在では可能となっております。いずれも請求する地番を指定することが必要でございます。

3 ページをご覧ください。冒頭申し上げましたように、地図は登記記録と一体となって一筆の土地を表すもので、地図の写しは一筆の土地ごとに作成されますため、手数料は土地の筆の数に応じてかけられるということになります。それから、地図等の写しに記載される内容は、資料に書いたとおりでございます。資料6ページにサンプルをつけておりますので、そちらも御参照ください。地図等の写しの交付にかかる経費ですが、これは先ほども述べましたとおり、不動産登記制度では、手数料を納付して地図などの写しの交付を受けることができるとされております。この考え方は、利用者が支払う手数料収入によって、登記情報や地図情報を管理するシステムの維持・管理にかかる経費、あるいは写しの交付にかかる経費などを賄うという、いわゆる受益者負担の考え方によるものでございます。したがって、この考え方を前提とすると、一部の利用者だけに安価で地図情報を提供いたしますと、他の一般の利用者の負担が増加することとなりかねませんので、利用者間の公平を害することになるのではないかと問題がございます。

4 ページをご覧ください。地図に関する業務・システムの見直しということで、法務省では、平成17年に不動産登記法が全面改正されたことを受けまして、地図管理業務の業務・システム最適化計画というものを策定しております。その取り組み状況が下段にございます。地図情報の電子データ化については、平成22年12月に地図の電子データを汎用性の高いXML方式で提供することができるようシステム改修を行いまして、平成23年6月から、行政共助の一環として、一定の法令の根拠に基づいて、行政機関から地図の電子データの提供の依頼があった場合には、これに必ずということとされております。

事務局への回答ということになります。5 ページをご覧ください。今回いただきました質問事項は緑色の枠の中に書いてございます。これに対する法務省の考え方でございますが、冒頭で述べましたとおり、不動産登記制度は取引の安全に資するための制度であり、利用者は取引の対象となる一筆の単位の土地を単位として、登記事項証明書や地図の写しを取得して利用することが一般的でありまして、一定区域の地図情報、ここで申しますと「例えば旧市町村の全域」となっていますが、一定区域の地図情報をまとめて提供するということは、制度上もシステム上も、これは想定はしておりません。他方、行政機関からは、先ほど申し上げましたが、法令の根拠に基づい

て登記所の地図の電子データの提供依頼があった場合には、その使用目的が法令の趣旨に照らして妥当と判断される場合に限って、システム上、特定が可能な現在の市町村または地番区域の地図の電子データ、これをXML形式のフォーマットで提供しております。したがって、現状でも一定の条件のもとでGISソフトで利用可能な地図の電子データの提供は可能でございますが、質問事項のような要望ということになりますと、これに必ずや応ずるためには幾つかの課題がございます。

まず、制度上の課題でございますが、一定のまとまった区域の地図の電子データの提供について、取引を対象とした不動産登記制度において、これを理由づけることはできないのではないかと考えております。したがって、これを可能とするためには、少なくとも別途、根拠法令が必要になると考えております。

また、仮に根拠法令ができて、登記所の地図の電子データを提供することとなった場合には、先ほど申し上げましたが、一般の利用者の方との関係で、手数料単価の増額といった形で証明書の利用者の負担が増加するという問題があり得ます。

コスト上の課題、これは特定の事業者の御要望の内容に応じたシステム改修が必要になりますので、この経費を誰が負担するのかという問題がございます。

運用上の課題ですが、一定のまとまった区域の地図の電子データの中には、農業事業者が所有する土地以外の他人の土地の情報も含まれ、その土地の情報に含まれる地番は、登記事項証明書と照合することによって特定の個人を識別することができることとなるため、当該情報の取り扱いについては、個人情報保護の観点から、例えば情報が提供できる根拠法令の制定ですとか、あるいはデータを提供する際に一定の加工を行うなど、法令上・運用上の検討が必要であると考えております。この点、不動産登記制度は、土地の物理的状況や権利関係を公示することによって、取引の安全を図るものでありますので、その制度趣旨から、個人情報保護法の適用は除外されております。

また、質問事項にあるような要請にお応えするために、官民の保有する地図情報を集約し、集約したデータを広く公開、活用することを目的といたしましたG空間情報センターが昨年11月から本格運用を開始しておりますので、これら政府内の他の施策との整合性をどう図るか、あるいは二重投資や重複した取り組みをしないように留意する必要があると考えております。

以上のように、幾つかの課題がございますが、地図の電子データ提供に関する今後の方針は、これは前回の会合で金丸副会長が発言されましたように、政府全体で決める話であると認識しております。質問事項のような要望に必ずや応ずることが政府の方針とされ、当該政策を所管する行政機関において、先ほど申し上げました所要の法令上・予算上の措置がとられた場合には、当省といたしましても、法令の根拠に基づく電子データの提供依頼に対して、行政共助などの枠組みの中で協力していくということでございます。これは当初農業分野ということで御指摘いただきましたが、農業分野以外の活用についても同様に考えております。

(広瀬日本経済再生総合事務局次長)

続きまして、国土交通省からお願いいたします。

(鳩山国土交通省土地・建設産業局次長)

お手元に資料がございます。地籍調査の関係ですけれども、1ページめくっていただいたところで、今後の取組方針から御説明させていただきます。現状どうなっているかといいますと、市町村に境界等を調べていただいております。これが地籍調査でして、その結果を法務局にお送りして、そちらで一般の方のニーズに応じて頂いているということです。では、市町村の方でどうなっているのかというと、元々その電子

データを持っているところと持っていないところがあります。持っているところは、場合によっては、個別に提供されているという市町村もあるということで、ばらつきがある現状でございます。どういう問題があるのかということと言うと、どなたでも簡単に入手できるという形には今のところになっていない。市町村役場にあるとまりです。その他ということと言うと、やはり法務局に行って調べて頂くのが一番ということでございます。もう一つの問題は、本調査は古く昭和20年代から始めてございますが、一度この地籍調査をやったところで、その後、例えば農業で言うと、土地改良事業などで10アールから始まって30アール区画、50アール区画、最近だと1ヘクタール区画と、その都度、技術体系などに応じて土地改良というものは行われております。そうしたものというのは、地籍調査を一遍やった。それがあったからこそ、それをベースに換地などいろいろなことが行われている訳ですけども、そういうものは、直接地籍調査の方に反映されるわけではございませんので、その情報というのは、法務局の方に土地改良区の方から行く、あるいは土地区画整理で言うと、土地区画整理の主体の方から法務局の方に行くということになっていきますので、その市町村の地籍調査部局の方で、地籍調査後の全ての情報が反映されている、アップデートされているものになっているのかということ、そういう仕組みに今のところ、なっておりません。今後の対応策ですけども、総論的には政府全体の御方針をこれからお決めになると思いますが、オープンデータ化ということでございますので、そういうことを目指していくということでございます。前回と今回、神成先生からも御説明がございましたけれども、内閣官房のIT総合戦略室の方で官民データ活用推進基本法などに基づいていろいろ検討されている、これから作っていくということですので。特に前回もお話がありました個人情報保護の話であるとか、データの帰属の話であるとか、これは地籍調査だけでどうのこうのという話ではございませんので、そういう全体の方針に従わないといけませんけれども、そうしたものを地籍調査制度というもののの中でどう考えることができるのだろうかを、できるだけ早くこの4月からでも、学識経験者とか、IT総合戦略室なり法務省さんなり関係省庁の方にもお集まり頂いて、検討の場を設けていきたいということでございます。具体的に何が出てくるのかは、やってみないと分かりませんが、姿勢としては、そういう姿勢で臨んでいきたいと思えます。一つ、やや技術的な話なのですが、申し上げておきたいと思えますのは、細かい字で恐縮なのですが、※印のところを書いてございますが、やはりこの世界も技術の日進月歩はかなり激しい世界でございます。この地籍調査というのは、昭和20年代から始まっておりますけれども、当初は作図法という与点というものをベースに測っていくという昔ながらの方法でかなりやってきたのですが、昭和50年代、特に昭和60年代になるとトータルステーションというシステムを使って測る。これは、より正確なデータが分かるということになってきまして、そういうものがかなり導入されることによって、各市町村の現場で、境界の座標値を有するものが、かなりその成果として出てきた。ただ、それには時間がかかりまして、全てではやられなかったということなのですが、平成13年末ぐらいになると、かなり普及しているということでございますので、平成14年以降、この地籍調査に当たっては、その座標値を基本的には全て電子データ化するというので、共通の様式を決めまして、調べて頂いているということです。ただ、あえて御説明させていただきたいのですけれども、この法律に基づくデータというか、何を提供するのかというのは、あくまで地籍図を提供することです。というのは、先ほど法務省さんからも御説明がありましたように、どこにどういう順番で、だれの土地があるのか、それを示すのが当初の狙いでございます。別にその境界の座標値を示すというのが、当初からの目的ではございません。そうでしたので、平成14年以降は、そうしたものもより正確なものが測れるようにな

りましたので提供されておりますけれども、昔のものは必ずしもそれがないと、地図の上に線が引かれているだけという成果物のものもございます。②のところですが、そうしたものについても、さっき読取りデータにしていくというお話が神成先生の方からございましたけれども、そうしたもののなどのアドバイスも頂きながら、最新の状況に補正するような形、あるいは地図から座標値を起すようなこととか、そういうことについて、市町村の方ともよく協議、調整を図っていきたい。市町村さんの方でどういうニーズがあるのかということも、よくお聞きしていききたいなということと考えてございます。

2ページなのですが、前回いろいろな事業者の方のお話をお伺いしていて、この辺、具体的にどう考えていらっしゃるのかなと、ちょっと見えなかった点がございます。というのは、地籍調査で行われる境界ですね。個人の所有権の境界、筆界と言いますけれども、筆界と、この筆界にある電子データというのはどこを指しているのか、それは農業上の利用とどう結びつくのかということを考えて時に、非常に極端な絵かもしれませんが、左上の方のここにある一筆が、260-2という筆です。この筆については、この赤線のところが筆界ということで、そこから中が個人のものということで、これを見て頂いてわかりますように、これは水路がその個人の方の持ち物ということになっております。そうすると、前回、どこの会社の方か御説明がありましたように、トラクターの自動走行とか電子化するという時に、ここの筆界の隣の筆との、これだと道路界ですけれども、道路との境界のところだけ分かっているも使いものにならない。現地でどういように具体的に水路をまたいでほ場に入っていくかということが分からないと、実際にその作業に使えないということがございます。ということで、その地籍調査を活用する、あるいは座標値を活用するといっても、では、現場でどういように活用していくのかというのは、よく詰めていく必要があると考えています。

3ページ、全体の地籍調査のそもそものお話でございます。先ほど法務省さんからもお話のありました公図というのは、これは細かい字で恐縮なのですが、左に見える、これは明治時代に、皆さん御存じの有名な地租改正の時につくられた図面ということで、当時はあまりその技術がありませんので、こういう手書きみたいなもので、どこにどういう形のものが大体あるのだということで、これは当時の租税を集めるベースになったものでございますけれども、それが地籍図になってくると、境界がよりはっきりする。さらには、最近であると、その境界のところについての座標値というものが、電子データとして備えられているということになってございます。では、それがどこまで進んでいるのかというのは、これも小さい表で申し訳ないのですが、右の方に書いておまして、全国でこの地帯別に分けているものの下に合計という行がありまして、そこに51%ということになってございますけれども、これは昭和20年代から始めたものなのですが、地域によっても取組みの進捗の差がございまして、トータル28万6,200平方キロの中で、今のところできているのは51%ということで、東北とか九州とか、比較的進んでいる地域と、それから、東海からさらに一部近畿の辺りのように遅れている地域がございまして、国交省としましては、こうした中で、特にエリア別に見てみると、都市部と言われるところ、DIDと言われるところですが、そういうところが非常に遅れが激しい。というのは、やはり土地が細かく細分化されていますし、権利関係の調整がなかなか難しいということで、立会いの時にもめるというお話もございまして、遅れている地域。さらにもう一つは、林地ですね。森林、ここの点が農地に比べて非常に遅れておりますので、その辺について、少しでも地籍調査を進めるというのも一つの方針としてやっております。右下にあります国土調査事業十箇年計画、これは10カ年ごとに閣議決定をして方針を定めて

おりますけれども、基本的には遅れているDID地区、それから林地、この地籍調査を進めていくということなのですが、今回の十箇年計画を定めた後、平成23年に東日本大震災がございました。左下の方に書いております。これは宮城県の名取の例でございますけれども、筆界がはっきりしていると、その分の災害復旧というものがスムーズに進むということで、非常に効率化できるということがございます。ないところは非常に困るということで、今回熊本の地震のところでも、幸い筆界があったところは割とスムーズに進むということでございます。平成26年から一部重点を置いておりますのは、南海トラフ、これは来ると言われている高知とか和歌山とか宮崎とか、そういう南海トラフ沿岸のところは特に津波の関係で早くやりたいというニーズが非常に高くございまして、その辺を中心にやっている状況でございます。

(広瀬日本経済再生総合事務局次長)

それでは、最後に農林水産省からお願いいたします。

(山北農林水産省大臣官房審議官(兼経営局))

資料7をご覧くださいと思います。先ほどイオンアグリ創造さんからもお話が出ましたけれども、農地ナビでございます。全国の農地ナビにつきましては、以前は各市町村の農業委員会が個々に農地台帳という形で整備をしていたものを、クラウド上に置いて、どこからでも見られるような状況を作っていこうということで始めたものでございます。こうすることによりまして、農地の集積や集約化につなげていきたいということでございます。27年4月から稼動しております。現在においては、ウェブ上で無料で全国から希望する農地を探ることができるということになっておりまして、足元では4,200万筆の農地情報を毎月延べ10万人ぐらいの方々が、400万ページぐらいで閲覧をいただいているという状況でございます。

2ページに、農地の検索方法と、これはたまたま県名なりから順番に追っていったという形での検索の仕方が書いておりますけれども、最終的にはこの農地のところの中央にピンが立っておりまして、このピンをクリックすることによって、その公開されている農地情報がここに出てくるという形でございます。もちろん条件から探すという形で、例えば、機構が借り手を探している農地といったような条件を定めて、ある程度、所在なり地目、条件を設定していただきますと、そういった条件に基づいて検索ができるという形になっているところでございます。

3ページでございます。事務局からもお話があったようでございますが、座標点のファイルというようなことでございましたけれども、この全国農地ナビ、先ほども申しましたようにピンで立っているということでございまして、農地ピンデータを整備している。これは市町村の農業委員会の農地台帳というよりは、まさしくこの農地ナビを運営している全国農業委員会ネットワーク機構が、ここでピンデータというものを整備しているということでございまして、そういう意味では、このピンデータにかかるデータベースの公開ということでございましたならば、この運営主体に対してその意義を説明し、その公開についても検討してまいりたいと考えているところでございます。

(広瀬日本経済再生総合事務局次長)

それでは、各省庁からの説明に対しまして、御質問、御意見をいただきたいと思っております。一点、議論の整理のために、法務省の資料について一つだけ確認がございまして。法務省の資料の2ページに、「地図等の公開方法」があります。私の理解が正しいかどうかの確認ですが、1番の「地図等写しの交付」、これは、まず書面では出

す。また、2番の「インターネットを利用した閲覧」、こちらはオンラインであることはあるけれども、これはPDFファイルで出しているだけだと思います。かつ、その次の3ページですが、出すときにも、この「地図の写し」に記載される内容にはGIS情報は含まれていないということですね。他方、4ページの取り組み状況4. ですが、例えばGIS情報が入った情報は法務省としては持っているし、それを行政共助の世界で出すことはあるけれども、民間に出すことはできないというのが、今のお立場だという、そういう理解でよろしいですか。

(小川法務省民事局長)

おっしゃるとおりだと思います。

(広瀬日本経済再生総合事務局次長)

それでは、議論に移りたいと思います。本日は奈良大学の碓井教授にお越しいただいています。まさに地図情報空間、GISについての御専門家でいらっしゃいますので、まずコメントをいただければと思います。

(碓井奈良大学名誉教授)

私はGISを専門にしております、特に電子国土の基盤情報に関して研究しているものでございます。それで、今、省庁のいろいろなお話を伺いまして、一つ、最初に申し上げたいことは、Society5.0を確実なものにするには、電子国土といいますが国土の電子化、これが完璧なものでないとうまくいかないということになります。ですから、各省庁がSociety5.0を支えていく基盤のところ、この電子地図であるとか、地籍の電子化などがあるということをもまず認識していただいて、別々のものではない、全て連携しているということでございます。

その上で、私は今、非常に重要なものが2種類あると思っております。一つは、位置の基準になる基盤地図情報でございます、これは今、無料でインターネットから出ております。都市計画区域は2,500レベル、約2.5メートルの位置精度で出ております。道路に関しましては、市町村によりまして500レベル、0.5メートルの精度で出ています。ただし、農山村地域に関しましては、2万5,000レベルになっております。これは位置精度が25メートルでございますので、先ほどのIT農業をしようという場合には、位置精度が足りません。ですから、こここのところの精度を上げるということは、今後のSociety5.0において、最も重要なことでございます。これは農業地域も林業地域もそうでございます。そのときに、今までの近代国家を考えまして、その土地、それから、建物というものが明治に入って、それが帳簿で管理されるようになってきたわけですが、それを今の段階では電子化して管理し、さらにそれを公共に資するという時代が変わってきたわけですが、それが非常に精密なものでなければならぬし、先ほどのように「見える化」するようなもので国民に対して提供できるものでなければならぬという、この2点がございまして、そうすると、電子地図は従来の考え方よりも位置精度が高くないといけないということが出てくるわけで、Society5.0を支えるためには、それなりの位置精度が必要になってきます。そういう意味から言いますと、位置の基準である基盤地図情報を、農山村地域で少なくとも2,500レベル以上、あるいは500レベルにするというのは、これは国家目標としてやっていかないとSociety5.0はうまくいかないと私は思っております。

そのスタンスから2点のお話をさせていただきたいと思っております。一つは、地図の話です。もう一つは、全国農地ナビにあります、農地ピンデータという点のデータです。この点のデータに関しましては、2番目にお話をいたします。

電子国土の基盤として、最も重要なデータが2種類あるということですね。その2種類のデータは、地図に関するデータと、それから、住所だとか地番の代表点のデータ、これをジオコーディングデータと申します。この2種類がないと、なかなかうまくGISは動きませんし、電子国土をマネジメントすることができないわけです。その2種類のデータの根底にあるところが、土地建物でございます。これはベクトルになっていると、代表点のデータは自動的にもうできておりますから、現在、あるわけです。そのあるというのは、先ほど言いました、法務省に全部あるはずですよ。ですから、特に整備をしなければいけないというようなものでなくて、ありますから、それをどのように公開していくのかというスキームづくりが大事になります。

それから、地図のほうでございますが、地図を作るのは国土地理院ですから、今、国土地理院が地方自治体と連携して、基盤地図情報を作っておられます。これはなぜ地方自治体と連携するかといいますと、日々、更新されなければいけないわけですね。どんどんどんどん土地も建物も変わっていくわけです。そうすると、その業務を扱っているのが地方自治体ですから、地方自治体の業務と国土地理院が連携してやらないと、この地図は新しく新鮮なものにならないわけで、そういう意味では、基盤地図情報に関しましては、今、路線としてある国土地理院と地方自治体が連携していくという方向性は、これは正しいと思いますし、それがあから費用もかからないということになります。そうしますと、何らかの形で、そこがうまくいくような仕組みづくりをつくらないと、なかなかそのところがうまくいっていないということが一つある。

もう一つは、その地方自治体のところにある重要なデータというのは、固定資産税のデータです。つまり、土地と建物に関するデータは固定資産税のデータでありますから、その固定資産税のデータのところには、地番現況図であるとか家屋現況図というものをかなり精度よく作っているところがございまして。そのもとになっているのが、法務省の14条地図であるということで、法務省のデータは、日本が資本主義国家としてなったときの、そのベースであります。財産権ですから。ですから、登記となると、個人情報などいろいろな関係するのですが、土地と建物という視点から言いますと、法務省が持っておられるデータは、Society5.0の基盤の基盤のところにあるという認識をしないと、うまくいかないのではないかなと思っております。

そういう意味で、法務省の14条地図の、特に公開におきまして、私はこの5ページのところですが、政府の方針として「当該政策を所管する行政機関において」云々ということがあります。これは今まででもされてきておりましたし、まとまって云々ということも、市町村とはされていたわけですから、それはもちろん延長していかねばいけないのですけれども、もっとそれを日々簡単にできるようにという仕組みづくりを作っていくと、なかなかうまくいかないのではないかなと思っています。そういう意味では、筆界のデータで、個人の筆界というよりは、基盤地図情報ですと、官民境界線というところですね。道路ですね。国交省は道路をやっておりますので、道路に関しては道路台帳というものがありますから、これは500レベルです。これは、今でも都市地域、500レベルで整備されているところ、整備されていないところが基盤地図情報であります。整備されているところは、地方自治体が500レベルの道路台帳附図を電子化したところは、それを国土地理院が集めているわけです。していないところは、都市計画基本図からとっていますから、2,500レベルになっています。基盤地図情報の位置精度というのは、台帳に附属した地図、これは法律で決まっているものがありますが、それに依存しているということですので、地方自治体のGIS化、これに依存しているということになります。それを私、総務省のデータで調べましたところ、人口が2万人以下の市町村では、2015年のデータでございました

が、3割ぐらいのところは、GISが入っておりません。つまり、電子化はされていても法務局からデータをもっていないとか、あるいは、紙地図のままやっているとかということで、そういうところは、ほとんどが農山村であるわけです。そうしますと、その地域のGIS化を進めなければいけないということは、地図の電子化も進めなければいけませんし、そのベースのところは法務省のデータもありますから、ぜひそれをやっていただきたいということが一つです。もう一つは、このポイントデータ、ジオコーディングデータですが、これは何かというと、筆界の代表点です。ですから、筆界がポリゴンになっておりましたら、現在もあります。これがなぜ重要かかというと、これは地名の代表点であります。住居表示区域になりますと、最も下位の地名が番地ということになりますね。今は街区レベルまでは政府は出しております。大字と街区レベルまでは出しているのですが、一軒一軒の家までのものは出していないのです。そうしますと、これからは自動走行が始まって、物流があって、住所があっても、そこへ行き届けられないということが起こるわけです。ですから、このデータが整備されないと、どこへ配送していいか、その目的地がわからないということになりますので、このデータは非常に重要なデータになります。点のデータですから、XYがついているだけです。これは番地あるいは地番、住居表示区域では番地、それ以外のところでは地番になりますが、筆界の代表点のデータ、これをジオコーディングデータとして整備し、これは無料で公開するというのが前提です。ここに今、お金がかかっているわけです。相当お金がかかっているはずで、このところを無償にしないと、私はだめだと思っております。これもインフラデータであると。この2種類のデータをSociety5.0で整備していただくように、ぜひお願いしたいと思っております。

(広瀬日本経済再生総合事務局次長)

それでは、御意見、御質問をよろしくお願いたします。

(金丸副会長)

申し上げようと思っていたほとんどのことは、今、碓井先生が既に触れられたのですが、今回、この論点は今、碓井先生がおっしゃったとおり、我が国のこれからの国際競争力を左右するという点を、ここに御出席の皆様とともに、まず共有できないと、この先、私は前に行かないのではないかと考えています。先ほどの気象データの御説明があって、コンソーシアムにいろいろな異業種の方々が参入されていらっしゃるのも、まさしくそういう御認識があるからでありまして、要するに、情報の最小単位というのが、今、戦略マターになっていて、情報の最小単位で発生源で捉えるというのが、まずプライオリティー1。そのことによって、情報最小単位で捉えた人はどういう行動ができるのかということ、先ほど損害保険の会社の方がチームに入っておられましたけれども、リスクを細分化できますので、リスクにかかわる行動やあるいは商品やサービスは一気に変わる可能性も実は秘めていまして、ですから、目に見えるものだけではなくて、目に見えない金融商品も総合した、包含したような、そういう意味でSociety5.0とおっしゃったのだと思っております。

今回この分野のオープンデータ化の促進というのは、国家戦略そのものだと思いますので、これはぜひ、この年央の骨太方針にまず盛り込むべきテーマだと思っております。それで、政府のIT室のほうで、今度はデータ活用の本部ができますが、先ほど議長がプライオリティーをお決めになられるということだったので、ぜひ、このデータの活用については、プライオリティー上位に位置づけをしていただきたいと思っております。

それから、法務省の局長の御説明は、この5ページに、見解というか課題の列挙ま

でしていただきましたので、本当にありがとうございました。要するに、この課題をみんなで力を合わせて乗り越えればいいということですから、しかも、これに反対する民間団体がどっと陳情に集まるということではなくて、ほとんどこれは政府内の決着ではないかと思えますので、ぜひやるべきことはやる。そのために必要な法改正があれば、法改正もやる。それから、技術的にも、先ほどの碓井先生のお話ですと、データがもともとないのだと言われてしまうと物すごく悲観的だったのですけれども、法務省様の中にはデータがあるということですから、これは大いに勇気の湧くことなので、先ほどの無償でいくか受益者負担でいくかという、それはもう瑣末な問題ではないかと私は思っております、まずは国家戦略として位置づけられさえすれば、各省連携してやっていけるのではないかと思います。ぜひ、法務省の皆様も農業改革は政府全体で取り組んでまいりましたし、各既存の団体ともかなり深い議論をして前に進んでいますので、これにつきましても、ぜひ改革のチームに積極的に参画をいただいて、取り組んでいただきたいと思います。

(三村会長)

まず、気象データの利活用促進について、気象庁がこういう形で一つのコンソーシアムを作っておられることに非常に感心しましたし、ぜひとも、こういう姿勢が他の省庁でも生まれることを強く期待いたします。利用者からは、こういうデータを提供してもらえれば、こういう利用の仕方もあるという具体的なケースが、いろいろ提示されるだろうと思います。このコンソーシアムは、これから正式にオープンとなるのでしょうか。

(渡邊気象庁次長)

3月7日からスタートということになります。

(三村会長)

コンソーシアムでそういうやり取りがされることで、さらにデータのオープン化が促進される。まさにこういう取組が必要なのだろうと思っております。

それから、法務省の見解につきましては、わからなくはないわけですが、農業者以外も含めて事業者ごとにデータのニーズがある中で、農業者が必要とするデータを、農業関係の行政機関を通じて提供するという形ではなく、民間の各事業者に対して、必要とするデータを直接提供することを考えていただきたいと思います。データはあるのですね、碓井先生。基盤地図情報の精度レベルの中身について、全部は理解できなかったのですけれども、既にあるデータを、どういう形でどういう目的のためにオープン化すればいいのかを議論すればいいということですか。

(碓井奈良大学名誉教授)

あります。ただ、地籍調査がまだ実施されていないところとか、そういうところはないです。

(小川法務省民事局長)

先ほど申し上げましたように、56%が精度の高いもので、それ以外は、今、引き続きやっているということになります。

(碓井奈良大学名誉教授)

精度の高いもの、それから、ジオコーディングのデータというのは、筆界がポリゴ

ンというか、GISのためにポリゴンとして電子化されていたら自動生成されていますから、それはもうあると考えていいわけです。これはGISの仕組みからそうなっています。ポリゴンというのは、点と周辺と面でできていますから、そこに地名とか地番とかが乗っかっているわけです。ですから、もうあります。これが一番重要です。これが更新されていかないとだめなのですね。

(三村会長)

非常に心強く思います。データがなくて、これから調べなければいけないとしたら、本当に不便だなと思ったのですけれども、既にあるデータをどういう目的でどのような形で活用するのか、それを政府全体として共通の 이슈 と位置づけ、法務局もこれに対して協力していただく。こういうことだったら、法務局としても乗れるのではないかと思うのですけれども、いかがですか。

(碓井奈良大学名誉教授)

これに関しましては、もう古くから、オープンデータの前から、イギリスなどでは、登記所や市町村と連携しながら、このデータの更新をやっているわけです。ですから、筆界となると、総務省は非常に大変だと思いますが、ジオコーディングのデータというのは、これはかなりハードルが低く出せると思うのです。個人の筆界となると、登記というものが入ってきて大変かもしれませんが、官民境界は基盤地図情報ですから、そちらのほうは、これはそんなに問題なくすんなりいくと思うのです。ですから、今、基盤地図情報の13項目のうち3つが地籍に関係しますが、ここが整備されておられません。ですから、これは一気に整備していただきたい。これはできます。

(小川法務省民事局長)

先ほどの会長の御指摘に関連して、既に情報としては提供しております。例えば、先ほどもお話がありました固定資産税の関係ですとか、あるいは農地ナビの関係なども、既に法務省の持っています地図情報については、先ほど申し上げました行政共助という形では御提供しておるわけです。オープン化ということの意味するところが何かということにもよるのかもしれませんが、民間の方に直接データをお渡しするということになれば、先ほどから申し上げていますように、さまざまな制約がありますというのが、私どもの立場でございます。

(三村会長)

その制約を外すということ、みんなで決めて、あるいは政府からの指示で、総理からの指示で取り組むということにすればよろしいわけですね。

(碓井奈良大学名誉教授)

それもそうですが、今、法務省からおっしゃったように、市町村は固定資産税のところでは地番現況図とか、あるいは家屋現況図とかというものを作っているのです。作っていないところもあります。これは多目的利用ができないというか、固定資産税に関係するということで、これは法務省マターですので、ここも新しい法律のもとでもデータを出すということになりますと、法務省も随分荷が軽くなるのではないかと思います。ないところもあるのです。

(広瀬日本経済再生総合事務局次長)

ありがとうございました。それでは、もう一つ議題がございますので、前半の議論

をここまでにさせていただきたいと思います。前半の部分につきまして、最後、越智副大臣から取りまとめの御発言をお願いいたします。

(越智副大臣)

本日はそれぞれに貴重な御意見をいただきまして、また、活発な議論がなされたと思います。心から感謝を申し上げたいと思います。まず、前半の農業の関係、農林水産分野におけるICTの活用でございますけれども、多くの省庁に係る課題であります。また、農林水産省の中においても、多くの部局が関係していて、今日この半分は農林水産省の方々ということでございますが、今後、各関係部署、しっかり連携していただいて、取り組みを進めていただきたいと思います。また、一方で、農業分野に限らずというところでもありますが、今日もオープンデータ化は国家戦略だと。要はSociety5.0の基盤になるというお話がございましたけれども、各種産業において幅広くICTの活用を推進して、生産性を向上させていただくためには、行政が保有するデータを可能な限り開放していくということが重要であるということに改めて共有したと思います。その中で、地図、気象データに関する課題については、今日も大変貴重な御意見をいただき、大変重い議論ができたのではないかと思いますけれども、本日出された指摘も踏まえまして、関係省庁においては、課題の解決に向けて検討を、スピード感を持って前進させていただきますようお願いをして、発言とさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

(広瀬日本経済再生総合事務局次長)

それでは、前半の議論をこれで終了させていただき、次の議題に移ります。農林水産分野の成長戦略の実施状況について、農林水産省から報告をしていただきます。それでは、農林水産省から、よろしくお願い致します。

(山口農林水産省大臣官房総括審議官)

では、資料8をご覧ください。1ページは、これまでの農政改革ということで、安倍内閣になって以降の農政改革の状況をまとめたものでございます。2ページが、農業分野のKPIということで、この進捗状況をまとめたものでございます。ご覧いただければ、進捗状況はBがほとんどでございまして、Aになっておりますのは、農林水産物・食品の輸出額というところだけでございます。次の3ページから、KPIの進捗状況と要因分析、今後の取り組み方針について述べたものでございます。

Bになったものを中心に御説明いたしますが、まず、1つ目でございます。全農地の面積の8割を担い手によって利用されるというKPIにつきましては、これは22年度から25年度までの利用面積のシェアが横ばいでしたが、26年度以降、再び上昇に転じまして、現在52.3%というところでございます。今後の対応方針といたしましては、官邸の活力創造本部で軌道に乗せるための方策を決めていただいておりますので、これに基づく改善措置をさらに進めていこうということでございます。特に地域差が見られます中山間地域や果樹産地における取り組みを強化していきたいと思っております。さらに、今国会に法律を出す予定にしておりますが、土地改良法を改正いたしまして、農業者の費用負担や同意を求めない基盤整備事業、これを中間管理機構が関与した場合にできるような制度をつくりたいと思っております。

続いて、担い手の米生産コストを4割削減するというKPIでございます。これについては、2011年の全国平均と比べて、2015年産は3割程度コストが下がったところでございますが、まだ目標達成に向けては不十分という評価でございます。このため、今後の方針としましては、担い手への農地集積を進めていくとともに、直播栽培など

の省力栽培技術を導入していく。それと、農業生産資材の再編、法規制の見直しなど、先ほども申しました農業競争力強化支援法という法律を今回国会に提出しておりますので、これによりまして、価格の引き下げを推進するとともに、農機具については、効率的な活用をさらに進めていきたいと思っております。

次の飼料用米の生産性コストにつきましては、まだNでございますので、今回省略いたします。

続いて、その下でございます。法人経営体数を5万法人とするというKPIでございます。これについては、年々増加はしております、2016年では、対前年比10%増の2万800法人ということでございますが、まだ個別の掘り起こしが不十分なところがございます。このため、税理士や中小企業診断士などの専門家によるアドバイスができる体制を今、作っているところでございます。さらに、政策資金の借入時などの融資相談の機会に、金融機関が得た情報を活用して、都道府県が法人化を働きかけることを考えております。また、集落営農に対しましても、関係行政機関、農業機関が一体となって法人化を働きかけたいと思っております。

次のKPIは、6次産業の市場規模を10兆円とするというものでございます。これについては、現在のところ5.1兆円まで増加しているところでございます。引き続き1次産業と他産業との連携をとりながら、加工・直売、また、地産地消、バイオ・再生エネルギーなどの推進をしていきたいと思っております。

5ページでございます。酪農についての6次産業化の取り組みを500件に倍増させるというものでございます。これについては、2016年の4月で303件まで増加しております。今後これを進めていくためには、特色ある生乳を指定団体を通さず直接販売するという生乳取引制度、これが設けられておりますので、これの周知をさらに図っていくということと、あわせて、今回、畜産経営の安定に関する法律の改正を国会に提出する予定としておりますが、こういった牛乳・乳製品の生産・流通等の改革を通じて、6次産業化を一層推進してまいりたいと思っております。

次の輸出に関しましては、これはAでございます。引き続き、この輸出力強化のための戦略に基づきまして、各般の施策を講じていきたいと考えております。

あと、事務局の御要望によりまして、それ以外の施策の内容の紹介をということでございましたので、簡単に御説明します。7ページをご覧ください。昨年11月に農業競争力強化プログラムを策定しております、先ほどからご説明している施策にも反映されておりますけれども、この1.から13.の13項目についてのそれぞれの施策、特に農業者の努力だけでは解決できない構造的な問題、こういったものも解決していくためのプログラムとして、策定したものでございます。これらを一つ一つ実施していくということで、例えば法律につきましては、今国会に8本の法律案を提出する予定にしております。

次の8ページをご覧ください。今国会には、このプログラムの実施、改革を着実に実施するために、8本の法案を提出している状況でございます。

9ページからは、中間管理機構の実績でございます。これは後でお読みいただければと思います。11ページのところに、先ほど説明しました機構を軌道に乗せるための方策と、その実施状況を記載させていただいております。

12ページでございます。6次産業化の推進ということで、農林漁業成長産業化支援機構、いわゆるA-FIVEの状況をまとめております。現在のところ、49のサブファンドが設立され、109件の事業者への出資が行われているところでございます。この12ページの下赤い点線のところがございますように、28年5月には、支援事業者に対する出資が直接できる新しいスキームを設けておりまして、さらにこれを進めていきたいと思っております。

続きまして、林業でございます。14ページでございますが、林業や木材産業の成長産業化ということでございます。森林資源が本格的な利用期を迎えております。したがって、木材自給率というのは5年連続で上昇しておりまして、今、33.2%まで上がったという状況でございますので、こういった森林資源を使って、今後は「伐って」「使って」「また植える」、再造林をしていく。こういう持続可能な資源循環を構築していくということが重要でございます。そのためには、まず、新需要の創出ということで、CLT、直交集成板と申しておりますが、この需要を掘り起こしていくこと、あわせて、耐火部材の開発をしていきたいと思っております。木質バイオマスの利用も促進していくということ、また、木材や木材製品の新製品の開発を進めるとともに、輸出にも取り組んでいきたいと考えております。

続いて、15ページでございます。水産業の成長産業化ということでございます。これについては、漁業者みずからが漁業・漁村の構造改革を目指す「浜の活力再生プラン」というものを作っております。今年度末までに、全国で600件を策定したいと思っております。さらに複数の漁村地域が連携する「広域浜プラン」、これを170の地域・業種で策定していくことを考えております。一方で、漁業につきましては、増産というよりも、まずは資源管理が重要でございます。資源管理を行う体制をさらに整えていきたいと思っております。北部太平洋で操業する大中型まき網漁船については、個別の割り当て、漁獲量の割り当てをするIQ方式、これを今、試験的に実施しておりますが、27年10月から全船を対象を広げて実施しております。それ以外にも、太平洋クロマグロに対するTAC法に基づく管理を行うべく検討を進めているところでございます。一方で、養殖業の競争力強化ということでございますが、この資源の多寡に依存しないといえますか、天然資源に依存しないで計画的な生産ができる養殖業というものを振興していきたいと考えております。

水産物の輸出につきましては、農林水産物の中では輸出額が大きなシェアを占めています。昨年はホタテ貝等の不漁といえますか、災害によって生産が減少している関係でマイナスになっておりますが、基本的に輸出の拡大が見込めますので、今後ともHACCP認定等を受けられる水産加工場の施設をつくり、輸出を促進していきたいと考えております。

(広瀬日本経済再生総合事務局次長)

それでは、ただいまの農林水産省からの御報告に対しまして、質問、コメントをお願いいたします。

(三村会長)

中間管理機構につきましては、固定資産税の税制改正をしましたね。その効果はどう評価しておられますか。

(山北農林水産省大臣官房審議官(兼経営局))

28年度の改正において、10年以上の期間、まとめて貸していただいた方には軽減措置、あるいは、遊休農地をそのまま放棄した場合には課税の強化という制度を作ったということ、まずは当然ながら、その周知ということには相当多くなっております。また、場合によっては、遊休農地の場合においては、一定の手続きを経て勧告ということになっておりますので、その勧告の来年の1月1日現在において、勧告状態にあるものについて、初めて課税強化という、そういう段階でございますので、今、その状況についても把握をしているところでございます。

(三村会長)

本格的にはこれからということですか。

(山北農林水産省大臣官房審議官(兼経営局))

そうでございます。28年度税制改正で実現したものとございまして。

(三村会長)

全体的には、遅々として進んでいるというか、いろいろな手当ても講じて、着実に前には進んでいるということを確認できましたので、我々としては、ぜひともB評価がA評価に早く変わってほしいと思っております。ありがとうございました。

(金丸副会長)

私は農林水産省の側に立ってかばう気はないのですが、遅々として進んでいるというより、法改正が結構大きなものが連発しましたので、今は農林水産省全体としては、未来に向けた環境づくりが先行していて、今後、その環境と周知の徹底というのが、なかなか末端まで行かないものですから、そこは一つのテーマであって、それが今後さらに加速化していただくと、実態としてはついてくるのではないかとこのように強く期待しております。今度は農林水産省内の連携がすごく重要になってくると思っておりますので、引き続き、改革推進に邁進していただきたいと思っております。

(広瀬日本経済再生総合事務局次長)

一点だけ質問です。資料10ページ、農地中間管理機構のところ、県ごとに進んでいるところ、進んでいないところがありますけれども、11ページの改革策の実施状況にありますように、1. ②の実績を上げたところと上げていないところについて「各般の施策について配慮する仕組み」、すなわち予算でめり張りをつけていこうというお話だったと記憶しています。1年前に同じようなフォローアップをした際、当時経営局長だった奥原局長からもかなりめり張りをかけていくのだというお話がありましたけれども、現状、全体の予算のうちどのぐらいの規模を、どのぐらいのマグニチュードでめり張りをつけておられるのでしょうか。あるいは、始まったばかりだと思えますが、今後どのぐらいめり張りをかけていくのでしょうか。その点では、周知方法や、意識を喚起していくことが一つの手段となるのかもしれませんが、現状と今後の方針をお聞かせいただければと思います。

(山北農林水産省大臣官房審議官(兼経営局))

この取りまとめをいただいたのが今年の5月ということございまして、それ以降に配分される経営体育成支援事業から導入ということで、取りまとめいただきました。というのは、28年度当初については、その時点でもう配分がされていたということもございましたので、留保しているところについてあれば、まず、そこから適用するというをしております。しかし、御存じのとおりいろいろな災害がございまして、経営体育成支援事業の被災者向けのを導入したということになりましたので、こちらの経営体育成支援事業で発動できなかったものですから、その段階では、事業として上げておりませんでした。8年度補正で手当ていただきました担い手確保・経営強化支援事業のほうで、これを新たに要綱も改正し、導入をしたという、現段階ではそういうところでございます。本事業はどんどん拡大するという考え方もあるかもしれませんが、成果が事業の採択にもかかわってくるということをもっと周知することによって、県ごとに取り組みをしていただくというのがより大事な

と思っております、その他の事業の連携についても検討を続けてまいりますけれども、段階的ということ、今、考えているところでございます。

(金丸副会長)

さっきイオンアグリ創造さんにも聞こうと思って聞き忘れたのですが、GLOBALG. A. P. という、オリパラの期限付きの大きなニーズがありますね。行く末を考えると、その規格をとるといいと思うのですが、国内マーケットがオリパラ以降、例えば流通の方々とか消費者の御認識も変わってくれないと、国内のそういう取得した人にとってのマーケットはそんなに大きくなるかもしれないとも思うのです。そのあたりはどのように、今、お考えでいらっしゃるのでしょうか。

(大角農林水産省大臣官房審議官(兼食料産業局))

食料産業局でございますけれども、GAPの推進自体は生産部局で行っておりますが、オリンピックの調達基準案では、御存じのとおり、GLOBALG. A. P. をはじめとして、第三者認証されているGAPまでということでございます。

その後につきましては、基準、規格、認証、全体の中で考えていく必要があるかと思っておりますけれども、GLOBALG. A. P. は生産者の経営管理、販売管理にも非常に役立つものでございます。生産者にも諸事情ございましょうけれども、より経営改善を図るという意味で、レベルの高いGAPに努めていくということは基本になると思っております。また、そういった取り組みを流通・販売の方々にも十分理解が得られるように進めていくことが基本と思っております。

(金丸副会長)

わかりました。

(広瀬日本経済再生総合事務局次長)

それでは、本日はここまでといたしまして、最後に越智副大臣から締めくくりの御発言をいただければと思います。

(越智副大臣)

限られた時間でございましたけれども、活発に御議論いただきまして、ありがとうございました。先ほど三村会長、金丸副会長からも率直な御意見があったわけでございますけれども、農林水産省におかれましては、今日の議論を踏まえて、農林水産業の成長産業化のために必要な施策を着実に実施するとともに、特にKPIの進捗が芳しくない事項につきましては、さらなる施策の検討を進めていただくようお願いしたいと思います。今日はありがとうございました。